

旅費支給規程

第1条 本会の旅費の支給は、次の通りとする。

第2条 本規程は、会長が招集した場合、及び会長が出張を命じた場合に適用する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、交通費（鉄道運賃、航空運賃）、日当、宿泊費とする。

(旅費の申請)

第4条 旅費は出張先又は招集場所と各勤務校所在地間の往復運賃の実費を支給する。

2 事前に「旅費計算資料」を提出し、申請に基づいて旅費の実費を支給する。

(交通費の計算)

第5条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費とし、その実費を支給する。

但し、職務遂行上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によってその実費を支給する。

2 交通費（鉄道運賃、航空運賃）は、公共交通機関を利用しその路程に応じ旅客運賃の実費を支給する。

(日 当)

第6条 日当は、旅行中の日数に応じ、細則で定めた金額を支給する。

2 オンライン会議の場合、所属長に正式に出張申請を行い、承認され「出張扱い」で参加した場合に日当を支給する。

(宿泊費)

第7条 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ、細則で定めた金額を支給する。

2 行事等の開催時刻、終了時刻との関わりにおいて、宿泊を会長が認める。

(旅費の支給)

第8条 旅費の支給方法は銀行口座振り込みとする。なお、領収書と送金先情報の確認が取れ次第、送金処理を行う。尚、送金手数料は全公教の負担とする。

第9条 上記各項の支給は、予算の都合により打ち切ることができる

(附 則)

この規程は、昭和40年4月1日より施行する。

昭和40年4月1日 昭和57年4月1日一部改正

昭和46年2月15日一部改正 平成元年2月17日一部改正

昭和48年2月2日一部改正 平成9年2月13日一部改正

昭和49年6月8日一部改正 平成20年6月13日一部改正

昭和51年2月6日一部改正 平成21年3月6日全面改正

昭和52年6月12日一部改正 平成23年3月4日一部改正

昭和53年6月19日一部改正 平成27年3月5日一部改正

昭和56年1月27日一部改正 平成28年3月4日一部改正

平成30年3月2日一部改正 令和4年12月9日 一部改正